

# 利用料金表

(平成27年 8月1日～)

## (指定介護予防訪問リハビリテーション)

料金概算									
(要支援認定者)	1割負担額				2割負担額				備考
	介護予防訪問リハビリテーション費	短期集中リハビリテーション加算	訪問介護事業所のサービス提供責任者との連携加算	介護保険対象外サービス提供体制強化加算	介護予防訪問リハビリテーション費	短期集中リハビリテーション加算	訪問介護事業所のサービス提供責任者との連携加算	介護保険対象外サービス提供体制強化加算	
区分	1回	3月以内(1日)	3月/1回	1回	1回	3月以内(1日)	3月/1回	1回	
要支援1 要支援2	302	200	300	6	604	400	600	12	※表内単位:円 (通常事業の実施地域を超えた場合の交通費:実費) ①通常の実施地域を超えてから10Km未満 600円 ②通常の実施地域を超えてから10Km以上 900円

### (説明1)介護予防指定訪問リハビリテーション費について

通院困難な利用者様に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士又は作業療法士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合算定するもので、1回あたり20分程度となります。)必要に応じてさらに20分実施することができますが、その場合、料金は倍となります。

介護報酬1割負担額 302円/1回  
 介護報酬2割負担額 604円/1回

### (説明2)サービス提供体制強化加算について

当事業所では、利用者様により安心・満足していただけるサービスを提供するため、3年以上の経験実績のある理学療法士、作業療法士を配置いたしました。このように3年以上の経験者を配置した場合算定可能となっております。

介護報酬1割負担額 6円/1回  
 介護報酬2割負担額 12円/1回

### (説明3)短期集中リハビリテーション加算について

利用者に対して、当該利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院又は入所した病院若しくは診療所又は介護老人保険施設から退院又は退所した日、又は、要支援認定を受けた日から起算して3月以内の期間に集中的に指定介護予防リハビリテーションを行った場合算定可能となっております。

介護報酬1割負担額 200円/1日  
 介護報酬2割負担額 400円/1日

### (説明4)訪問介護事業所の サービス提供責任者と連携した場合の加算について

理学療法士、作業療法士が訪問リハビリテーションを行う際に、訪問介護事業所のサービス提供責任者と共に利用者様宅を訪問し、利用者様の身体の状況等の評価を共同で行い、サービス提供責任者が訪問介護計画を作成する上で、必要な指導及び助言を行った場合に算定可能となっております。

介護報酬1割負担額 300円/3ヶ月に1回  
 介護報酬2割負担額 600円/3ヶ月に2回

# 利用料金表

(平成27年 8月1日～)

## (指定訪問リハビリテーション)

料金概算										
(要介護認定者)  区分	1割負担額					2割負担額				備考
	訪問リハビリテーション費	短期集中リハビリテーション加算	リハビリテーションマネジメント加算(1)	訪問介護事業所のサービス提供責任者との連携加算	介護保険対象外サービス提供体制強化加算	訪問リハビリテーション費	短期集中リハビリテーション加算	リハビリテーションマネジメント加算(1)	介護保険対象外サービス提供体制強化加算	
	1回	3月以内(1日)	1月	3月/1回	1回	1回	3月以内(1日)	1月	1回	
要介護 1. 2. 3. 4. 5	302	200	60	300	6	604	400	120	12	※表内単位:円  (通常事業の実施地域を超えた場合の交通費:実費) ①通常の実施地域を超えてから10Km未満 600円 ②通常の実施地域を超えてから10Km以上 900円

### (説明1)指定訪問リハビリテーション費について

通院困難な利用者様に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士又は作業療法士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合算定するもので、1回あたり20分程度となります。)必要に応じてさらに20分実施することができますが、その場合、料金は倍となります。

介護報酬1割負担額 302円/1回  
 介護報酬2割負担額 604円/1回

### (説明2)サービス提供体制強化加算について

当事業所では、利用者様により安心・満足していただけるサービスを提供するため、3年以上の経験実績のある理学療法士、作業療法士を配置いたしました。このように3年以上の経験者を配置した場合算定可能となっております。

介護報酬1割負担額 6円/1回  
 介護報酬2割負担額 12円/1回

### (説明3)短期集中リハビリテーション加算について

利用者に対して、当該利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院又は入所した病院若しくは診療所又は介護老人保険施設から退院又は退所した日、又は、要介護認定を受けた日から起算して3月以内の期間に集中的に指定介護予防リハビリテーションを行った場合算定可能となっております。

介護報酬1割負担額 200円/1日  
 介護報酬2割負担額 400円/1日

### (説明4)リハビリテーションマネジメント加算(1)について

訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直している事  
 当事業所の理学療法士・作業療法士が介護支援専門員を通じて居宅サービスに該当する事業に係わる従事者に対しリハビリテーションの視点から日常生活の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

介護報酬1割負担額 60円/1月  
 介護報酬2割負担額 120円/1月

### (説明5)訪問介護事業所のサービス提供責任者との連携加算について

理学療法士、作業療法士が訪問リハビリテーションを行う際に、訪問介護事業所のサービス提供責任者と共に利用者様宅を訪問し、利用者様の身体の状況等の評価を共同で行い、サービス提供責任者が訪問介護計画を作成する上で、必要な指導及び助言を行った場合に算定可能となっております。

介護報酬一割負担額 300円/3ヶ月に1回  
 介護報酬一割負担額 600円/3ヶ月に1回